

有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令の一部を改正する等の
省令について

平成18年12月15日公布：環境省令第36号

1. 背景

- ・ マルポール条約附属書 、及び の改正に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海防令」という。）の改正が行われた。
（附属書 については10月12日公布（平成18年政令第328号）（環境省）、附属書 及び については11月1日公布（平成18年政令第348号）（国土交通省））
- ・ これらの海防令の改正を受け、環境省令において条ずれや不要となる規定の整理が必要となったことから、環境省令の改正を行うものである。

2. 改正の概要

- （1）有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和62年総理府令第3号）の一部改正
 - ・ 海防令別表第1 第1号二が第1号ホとなったことに伴う形式的な改正（第2号）
- （2）有害液体物質の排出率等を定める省令（昭和62年総理府令第4号）の一部改正
 - ・ 海防令別表第1の9が別表第1の7となったことに伴う形式的な改正（第1条、第2条）
 - ・ 昭和61年政令第336号で規定された附則の規定が、平成16年政令第293号において削除されたことに伴い、不要となった規定の削除（附則第2項～第4項）
- （3）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和62年総理府令第5号）の一部改正
 - ・ 有害液体物質の汚染分類がA類～D類からX類～Z類となったこと等の形式的な改正（第1条）
- （4）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第一号のA類物質等に該当する混合物の基準を定める省令（平成2年総理府令第35号）の一部改正
 - ・ 混合物の計算方式が見直されたことに伴い、不要となる省令の廃止
- （5）排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三条第二項の表の第四号に規定する粉碎装置の技術上の基準を定める省令（平成8年総理府令第36号）の一部改正
 - ・ 平成13年政令第442号により、排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第3条第2項の表の第4号が第3号となったことに伴う形式的な改正

3. 施行日

平成19年1月1日（改正令の施行日と同日）